



平成 29 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 ペプチドリーム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 窪田 規一
(コード番号：4587 東証第一部)
問い合わせ先 取締役経営管理部長 関根 喜之
電 話 番 号 (03) 6262-6061 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年8月22日開催の取締役会において、平成29年9月27日開催予定の第11回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、代表取締役を複数名選任することができることとする(第21条)ほか、役付取締役として新たに会長を定めることができる旨(第22条)を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 11 条 ┌ (条文省略)	第 11 条 ┌ (現行どおり)
第 12 条 (招集権者及び議長)	第 12 条 (招集権者及び議長)
第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、	2 <u>前項の代表取締役に欠員又は事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株

<p>議長となる。</p> <p>第 14 条 〽 (条文省略)</p> <p>第 20 条</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 <u>当会社には、代表取締役 1 名を置き、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>前条のほか、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 24 条 〽 (条文省略)</p> <p>第 39 条</p>	<p>主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 14 条 〽 (現行どおり)</p> <p>第 20 条</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 24 条 〽 (現行どおり)</p> <p>第 39 条</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成29年 9 月 27 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日

平成29年 9 月 27 日 (水曜日)

以 上